

株式移転に係る事後開示事項

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく書面)

株式会社ピクルスホールディングス

株式会社ピクルスコーポレーション

2022年9月1日

株式移転に係る事後開示事項

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピククルスホールディングス
代表取締役社長 影山 直司

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピククルスコーポレーション
代表取締役社長 影山 直司

株式会社ピククルスコーポレーション（以下「ピククルスコーポレーション」といいます。）は、2022年5月26日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました株式移転計画に基づき、2022年9月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社ピククルスホールディングス（以下「ピククルスホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関し、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日

2022年9月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

ピククルスコーポレーションは、会社法第806条第3項、第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律161条第2項の規定により、2022年6月1日付で、ピククルスコーポレーションの株主に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社であるピククルスホールディングスの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、ピククルスコーポレーションは、会社法第808条第3項及び第4項の規定により、2022年6月1日付でピククルスコーポレーションの新株予約権者に対し、本株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社であるピククルスホールディングスの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。もっとも、会社法第808条第1項の規定に基づき新株予約権の買取の請求をしうる新株予約権者は存在しないため、同請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

ピククルスコーポレーション 普通株式 12,858,430株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) ピククルスホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転によりピククルスホールディングスがピククルスコーポレーションの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以

下「基準時」といいます。)におけるピククルスコーポレーションの株主に対し、その保有するピククルスコーポレーションの普通株式1株につき、ピククルスホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。また、ピククルスホールディングスは、本株式移転に際して、基準時におけるピククルスコーポレーションの新株予約権者に対し、その保有する以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げるピククルスコーポレーションの各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるピククルスホールディングスの各新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	株式会社ピククルスコーポレーション 第1回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第1回新株予約権
②	株式会社ピククルスコーポレーション 第2回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第2回新株予約権
③	株式会社ピククルスコーポレーション 第3回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第3回新株予約権
④	株式会社ピククルスコーポレーション 第4回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第4回新株予約権
⑤	株式会社ピククルスコーポレーション 第5回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第5回新株予約権
⑥	株式会社ピククルスコーポレーション 第6回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第6回新株予約権
⑦	株式会社ピククルスコーポレーション 第7回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第7回新株予約権
⑧	株式会社ピククルスコーポレーション 第8回新株予約権	株式会社ピククルスホールディングス 第8回新株予約権

(2) ピククルスコーポレーションは、2022年8月30日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となり、ピククルスホールディングスの普通株式は、2022年9月1日をもって、株式会社東京証券取引所プライム市場において新規上場いたしました。

(3) ピククルスホールディングスの資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。

① 資本金の額：	100,000,000円
② 資本準備金の額：	25,000,000円
③ 利益準備金の額：	0円

以上